

# 統一地方選挙迫る!

**投票日  
4月25日(日) 県議会議員選挙  
町議会議員選挙**

## 不在者投票

投票日に仕事や用事で投票所に行くことができない方は不在者投票ができます。それぞれの選挙の告示日から投票日の前日までの間、役場で土・日曜日を含め午前8時30分から午後8時まで不在者投票ができます。

県内で引っ越しをした方も投票できます。

## 郵便投票

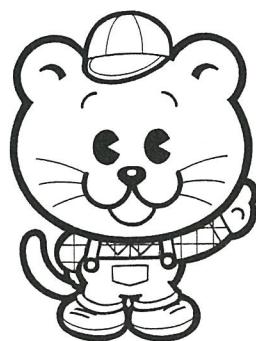
身体に重度の障害があり身体障害者手帳をお持ちで一定要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受け自家で郵便により投票でき続き県内に住んでいることがあります。

すでに証明書をお持ちで係で発行)の提示が必要と

有効期間が満了する方は、新たに交付申請することで、新規の証明書が交付されま

す。手続きに期間を要しますので、早めに申請してください。

## 県議会議員選挙

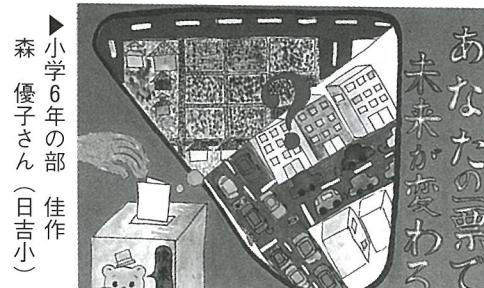


なります。

町長・町議会議員選挙立候補予定者の説明会

平成11年1月2日以降光町に転入届をした方は、前の住所地の県議会議員の選挙の投票ができます。

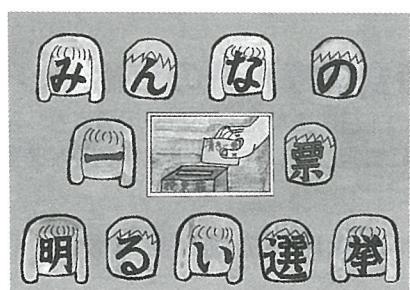
ただし、転居が県内で1回だけの場合に限られます。この場合は、「引



平成10年度  
**「明るい選挙」啓発ポスター**  
入賞作品



▲小学6年の部 佳作  
加瀬宏樹くん(日吉小)



土地所有者のみなさまへ  
産業廃棄物の埋立処分場として、土地を貸してほしいと事業者から頼まれた場合には、後でトラブルの元となるないように、特に次のことには十分注意してください。

①産業廃棄物の埋立処分場を設置するには、面積の大小にかかわらず知事の許可が必要です。

②埋立てられた産業廃棄物によって、土壤汚染、悪臭、飛散、崩落、流出、火災といった被害が発生した場合、土地所有者についても撤去を命じられたり、損害賠償を求められたりすることがあります。

\* 土地の使用状況に不審、不安な点がありましたら、県庁か役場へ連絡してください。

## 問合せ

千葉県産業廃棄物課

☎ 043-380-1223

住民課環境係

内線 154-1551  
☎ 043-1211